



東京海上日動 マリンニュース

HNS 条約を手直しする条約案(議定書)について

要旨

危険物質および有害物質の海上輸送に関する損害についての責任と補償に関する条約(HNS条約)は1996年にIMO(国際海事機関)で採択され、成立しましたが、その後13年経過した現在でも未だに発効していません。その理由として、この条約を今後、実施するうえでいくつかの障害があることが指摘されてきました。

この問題を克服するために、条約を手直しするための新条約(議定書)を策定する方向で審議されてきましたが、今般、その原案がまとまり、来年(2010年)の春に開催予定のIMOでの外交会議で結論が出されることになりました。

現状と原案の内容について、とりまとめました。

1. 経緯

(1) HNS条約とは、船舶による海上輸送中の「危険物質および有害物質」(Hazardous and Noxious Substances: 各種の化学物質、石油、LNG、LPGなど)によって発生した損害の賠償(および補償)について、

- ・船主の責任は無過失責任(厳格責任)とする。
- ・一定の船主責任制限額を設けて、これを強制保険で担保する。
- ・船主の責任を超える部分については、有害物質および危険物質の受取人などが拠出する国際基金(HNS基金)が補償を行う。この限度額は、船主責任額を含めて2億5千万SDR(約360億円、@¥145)とする。

というものです。

(2)この条約は”難産”の結果、成立しました。そもそも、検討は(IMO法律委員会で)1977年に始まり、1984年に(条約案を最終に審議するための)外交会議の開催まで漕ぎつきましたが、この会議では各国の合意に至らず採択されませんでした。その後、1991年に改めて条約案が提案され、審議の結果、ついに1996年の外交会議で採択されました。すなわち、検討を始めてから19年後に条約として結実した訳です。

(3)現在、採択から13年が経過しましたが、本条約を批准した国は13カ国(アンゴラ、キプロス、リビア、モロッコ、ロシア、セントキッツアンドネビス、サモア、シエラレオネ、スロベニア、トンガ、リベリア、シリア、ハンガリー)となっており、必要な発効要件(12カ国かつ、船舶の総トン数と年間受取貨物量の要件あり)を満たしていません。さらに、批准国は批准の際に自国の拠出貨物の数量などの情報をIMOに報告することになっていますが、これを実施した国は**2カ国のみ**となっています。

このような現状について、「本条約の中に、実施するうえで障害となる問題点があり、これを克服しない限り、本条約の発効は難しいのではないか?」ということが各国の間で広く認識されてきました。特に欧州連合(EU)は従来から本条約の批准には基本的に前向きなスタンスをとっていますので、早急に手直しを行うことを主張しています。



2. 手直しを要する点

(1) 問題点の検討は国際油濁補償基金に設けられた”検討”グループで2007年に始められ、議論の結果、同グループは「本条約を改正する議定書」の草案を完成させて、昨年10月の（第94回）IMO法律委員会に提出しました。これを受けた同委員会は2回の会期で検討を行い、本年3月末に開催された第95回委員会で条約案の審議が完了しました。

(2) 法律委員会の条約案の概要は次の通りです。

①受取人の定義（梱包貨物の取り扱い）

HNS基金に拠出をするのは、締約国での貨物の「受取人」（具体的には「荷揚げされている貨物を物理的に受取る者」と規定されています（LNGは除く）。バルク貨物であれば、この受取人を特定するのは容易ですが、梱包貨物の場合、特定することは容易ではありません。

【改正点】

梱包貨物はHNS基金への拠出貨物から除外します。（その結果、受取量の報告も不要となる）
梱包貨物に関する事故の補償は従来通り、HNS基金から支払いますので、除外した部分はバルク貨物受取人が基金へ拠出します。さらに、バルク貨物受取人の基金への追加負担分を減じるため、梱包貨物に限り、船主責任限度額を引き上げます（具体的な金額は外交会議で決定する予定です）。

②LNG会計への拠出者

LNG会計については、拠出者を「荷揚げ直前の権原者（Title Holder）」としています。この拠出者が条約の締約国にいない場合、拠出金を徴収することが困難になります。

【改正点】

拠出者を「受取人」とする（但し、受取人と権原者との間での合意があれば「権原者」とする。また、この合意にもかかわらず、権原者が拠出しない場合は「受取人」が拠出する）。

③拠出貨物の未報告

条約の批准時と以後、毎年、加盟国は拠出貨物を報告することが義務づけられていますが、これを怠った場合の制裁の規定がありません。

【改正点】

「未報告の国には、報告を行うまでは基金による補償をおこなわない（人損を除く）」という規定を設けることになりました。

3. 外交会議の開催

この結果、「本条約を改正する議定書」を早急に採択するため、来年（2010年）の春に外交会議を開催する予定となりました。ここで最終的な結論が出されることとなります。

以上